

様式第 1 号（第 4 条関係）

久万高原町交流拠点施設「まちなか交流館」施設等使用申請書			
			年 月 日
久万高原町長 様			
申込者 住 所 氏 名 団 体 代表者名 <span style="float: right;">㊟</span> （法人等の団体にあつては、名称及び代表者名） 電話番号			
久万高原町交流拠点施設「まちなか交流館」の設置及び管理に関する条例施行規則第 4 条の規定に基づき、下記のとおり使用申請します。			
使用施設	<input type="checkbox"/> 展示室 <input type="checkbox"/> 交流室 <input type="checkbox"/> 売店（チャレンジショップ） <input type="checkbox"/> 多目的広場		
使用日時	年 月 日（ 曜日） 時 分から 年 月 日（ 曜日） 時 分から	使用 人数	人
使用目的 及び内容			
備 考			
確認事項 （該当することを確認したうえで、 <input type="checkbox"/> にレ印を付してください。）	<input type="checkbox"/> 暴力団の利益になるような使用ではありません。 <input type="checkbox"/> 施設の使用目的に従って使用いたします。		

久万高原町交流拠点施設「まちなか交流館」利用規則のまとめ

項 目	内 容
休館日	毎週月曜日 ※月曜日が祝日の場合は翌日 祝日の翌日 年末年始（12 / 29～1 / 3）
開館時間	午前9時～午後5時
時間使用区分 （貸館事業等の場合）	①展示室、交流室、売店（チャレンジショップ）、多目的広場 （※交流室、多目的広場は団体等の占有の場合） ○午前： 9時～12時 ○午後：13時～17時 ※連続使用は、区分間も使用可。 ②その他 ○終日無料開放 ※町長が認める場合は、休館日・時間外使用も可とする。
申込受付期間	①展示室、交流室、売店（チャレンジショップ）、多目的広場 ○催事：6ヶ月前から使用日まで ※町、官公署が主催する催事等は、受付開始前の優先予約可能。
使用者の決定	随時先着順
使用料の支払い	使用后精算
施設使用料の加算、減額又は免除	○営利使用 ……加算（売上の15%） ○公益使用等 ……減額又は免除の対象
使用料の還付	災害又は利用者の責めに帰さない理由が生じた場合
連続使用日数制限	60日

※各項目の内容について、町長が特に認めるとき又は館の管理運営上支障がないと認めるときはこの限りではない。